

公 告

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び高砂市契約規則（平成7年高砂市規則第3号。以下「契約規則」という。）第5条の規定により公告する。

令和7年1月7日

高砂市長 都 倉 達 殊

1 入札に付する事項

(1) 件名

東播臨海広域クリーンセンター余剰電力売却

(2) 仕様等

別紙「東播臨海広域クリーンセンター余剰電力売却 仕様書」のとおり

(3) 契約期間

令和7年4月1日から令和8年7月31日まで※

※契約期間については、高砂市で計画している電力の地産地消事業の進捗状況により、契約終了日を変更することがある。

2 入札参加資格

この入札に参加することができる者は、この公告の日から入札の日（以下「入札日」という。）までにおいて、次に掲げる事項のいずれにも該当するものとする。

- (1) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に基づく契約規則等による入札参加の資格制限に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）であること。
- (4) 高砂市外に本社、営業所等を有する者にあつては、国税に滞納がないこと。ただし、高砂市内に本社、営業所等を有する者にあつては、市税及び国税に滞納がないこと。
- (5) 高砂市の指名停止基準に基づく指名停止を入札参加申込期限日及び入札日のいずれにおいても受けていないこと。
- (6) 高砂市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年高砂市条例第5号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (7) 仕様書等の内容を熟知し、電力受給内容等を十分に理解した上で入札に参加できること。

3 契約条項を示す場所及び期間

本件に係る契約書等は、次のとおり公開する。

(1) 公開期間

令和7年1月7日（火）から同月17日（金）まで

(2) 公開場所

高砂市ホームページ

4 入札参加申込書等の交付期間、交付場所及び交付方法

(1) 交付期間

令和7年1月8日（水）から同月17日（金）まで

(2) 交付場所

高砂市ホームページ

(3) 交付方法

無料で交付する（高砂市ホームページからダウンロードすること。）。

5 入札参加資格の確認申請及び結果通知

この入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書兼誓約書及び参加資格確認資料等（以下これらを「申請書類」という。）を次の(1)から(3)までに定めるところにより提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

(1) 提出期間

令和7年1月8日（水）から同月17日（金）午後5時まで（日曜日及び土曜日を除く。）

(2) 提出場所

〒676-0074 高砂市梅井6丁目1番1号

高砂市生活環境部エコクリーンピアはりま

電話番号 079-447-1760

(3) 提出方法

一般書留郵便により(2)の提出場所に郵送で提出すること。ただし、期限までに必着のこと。

(4) 結果通知

令和7年1月21日（火）までに郵送又はファクシミリで通知する。

6 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時

令和7年2月4日（火）午前10時30分から

(2) 入札及び開札の場所

高砂市荒井町千鳥2丁目2番16号

高砂市役所南庁舎3階入札室兼会議室

電話番号 079-442-2101 内線4534

(3) 入札方法

令和7年2月3日(月)午後5時までに、入札書を次に掲げる提出先に一般書留郵便による郵送又は持参により提出すること。

〒676-8501 高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号

高砂市財務部財務室契約管財課 電話番号 079-443-9011

なお、詳細については、別紙「入札に関する特記事項」を参照のこと。

(4) 開札

上記(1)及び(2)の日時及び場所において行う。

なお、入札者の立会いは、任意とする。

(5) 落札者の決定方法

契約規則第11条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲以上で、最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 免除

イ 契約保証金 契約単価に仕様書に記載する予定売却電力量を乗じた予定総額(契約単価ごとに各予定売却電力量を乗じた金額の合計)の100分の10以上の契約保証金を契約締結の日までに納付すること。ただし、保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を同日までに提出したとき等契約規則第30条各号に該当する場合は、この限りでない。

(7) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到着していること。

イ 入札者又はその代理人が当該入札において2通以上した入札でないこと。

ウ この入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

エ 連合その他の不正行為によってなされたと認められる入札でないこと。

オ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

カ 一度提出した入札書は、これを書換え、引換え又は撤回をすることはできないものとする。

キ 代理人が入札をする場合は、職員の指示により委任状を契約担当者に提出すること。

ク 契約の締結は、単価契約により行うものであること。契約単価は、消費税及び地方消費税相当額を含む単価とし、ケの入札金額積算内訳書に記載された積算単価に消費税及び地方消費税相当額を加算した額とする。

ケ 入札者は、入札書に記載した金額の積算内訳を入札書に添えて提出すること。この場合において、積算内訳は、別に定める入札金額積算内訳書に記入すること。

コ 入札書に記載する入札金額は、消費税及び地方消費税相当額を含まない額を記載

すること。

サ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

シ 入札の執行回数は、1回を限度とする。

(8) 売却代金の納付条件

月ごととする。

(9) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、申請書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 詳細は、入札説明書による。

(3) 発電側課金は、入札価格に含まない。また、清算については、当該月の金額を翌月の請求金額から差し引くことにより行う。